

大分市自治基本条例検討委員会 第4回市民部会 議事録

◆ 日 時 平成22年1月21日(木) 14:00～15:20

◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室

◆ 出席者

【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、伊東 龍一、小原 美穂、長野 幸子、宮邊 和弘、
後藤 成晶の各委員(計7名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主任 阿部 美剛 (計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹渡邊信司)

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1)地域活動団体・事業者について 他

(2)その他

<第4回 市民部会>

事務局	それでは、皆様お揃いですので始めさせていただきます。 本年もどうぞよろしくお願いいいたします。 ただ今より「大分市自治基本条例検討委員会第4回市民部会」を開催いたします。 開会に先立ちまして、事務局から若干のご報告をさせていただきます。 はじめに、お手許のA4の「報告1」というペーパーをご覧ください。 「今後の日程について」でございますが、年末にも文書でご案内をいたしましたとおり、「第1回部会代表者会議」を2月5日金曜日午前10時から、議会棟3階の課長控室にて開催いたします。この会議には、全体の委員長・
-----	---

副委員長及び各部会の部会長・副部会長にご出席をお願いいたします。

この「部会代表者会議」では、各部会で出た意見をすり合わせ、今後の議論の方向性を検討するという予定としております。

次に、「第10回検討委員会」全体会でございますが、2月12日金曜日午前10時から、本庁舎の8階大会議室で開催いたします。この会議では、「部会代表者会議」での決定事項をご報告するとともに、釘宮市長出席のもと委員の皆様と意見交換をしていただくという予定としております。市長日程の都合もございまして、日程をこちらで勝手に設定させていただきましたが、皆様のご出席をよろしくお願いいたします。

続きまして「報告2」でございますが、A4横の資料でございます。

前回、各部会において他部会の検討状況をご報告いたしましたが、その後の検討状況をまとめておりますので、掻い摘んでご報告いたします。

3ページをご覧ください。はじめに「理念部会」でございますが、12月22日に開催した第2回部会の内容を記載しております。

「理念部会」では、「総論その他」の意見として、『協働』というのは、やらされるという感覚ではなく、自分達のまちは自分達で良くするという考え方が必要ではないか」という意見や、『議会基本条例』は『自治基本条例』と対等の位置づけではなく、『自治基本条例』の一角を占めるものとする」という意見がございました。

「前文」のところでは、「今後の取組」の欄に記載しておりますが、部会委員がそれぞれ案を持ち寄って検討する中で、「私たち大分市民」が主語となり「豊の国」をベースとした大分が誇る自然・風土、またこれからの取組を交え、「世界に広く目をひらき」という国際的な部分を加味しながら、最後は「私たちは自治基本条例を定めます」という流れが良いのではないかとのもまとめとなり、再度持ち寄って検討することとしております。

「定義」では、『自治』という言葉の捉え方と併せて『協働』の定義をきちんと出す必要がある」との意見がございました。

また、この資料には載せておりませんが、先週第3回部会を開催いたしまして、「前文」については、部会内の概ねの意見の擦り合わせができ、次回まとめを行うこととなっております。「基本理念」「基本原則」については、次回キーワードを洗い出し検討を行うこととし、「定義」については、各部会が作成した条文を見ながら必要なものを定義していく。「目的」については、委員から出た意見をもとに事務局において案を作ることとなっております。

次に、5ページをご覧ください。

当部会の「市民部会」でございます。12月15日に開催した第3回部会の内容でございます。

この回では、「地域活動団体」について主に意見が出されたところですが、「総論その他」として、『行政の責務』の一つに、市民活動団体や自治会、事業者、NPOなどの活動等を情報提供することで、相互に連絡が取れるような体制作りを規定として入れてもらいたい」という意見がございました。

次に、7ページをご覧ください。

「執行機関・議会部会」でございます。12月16日に開催した第3回部

部会長	<p>会の内容でございます。</p> <p>「執行機関・議会部会」では、幅の広い議論を行っていますが、主な意見といたしましては、中段位に記載しておりますが「公開について、条例に謳いこむ際は、最終的に『努力する』などの言い方にしておかないと、『ここまでします』と言ってしまうと身動きが取れなくなる」という意見やひとつ飛ばして「市民が自治を担うだけの意識を持っていただく必要がある」また「行政にあれこれ言うだけが市民ではなく、自分達も動き共に考えてというふうにならないと自治が成り立たない」といった意見がございました。</p> <p>8ページに参りまして、上段の2つの意見ですが、「公開や参加という場合に、プラスとマイナスの側面があるということを押さえておく必要がある」「マイナスの側面というのは、効率性の観点から手枷・足枷となりスピード感がなくなるので、そのマイナス部分を取り除かないと、この条例が混乱を引き起こすこととなるのではないか」という意見がございました。</p> <p>この部会では、先週に第4回部会を開催済みでございます。</p> <p>次に、11ページをご覧ください。</p> <p>「市政運営部会」でございます。12月22日に開催した第2回部会の内容でございます。</p> <p>「市政運営部会」の意見はここに記載しておりますとおりですが、今までの部会の意見を参考にたたき台を作成し、これをもとに検討を進めることとしております。</p> <p>また、下から2段目に記載しておりますが、特に市政運営に関しては「現行で制度がないものについては、今後どうするかという方向性がないと条文化できない」という意見があり、そういったものについてどう扱うかという意見がございました。</p> <p>この部会につきましても、先週第3回部会を開催し、今後、条文の検討に入るところです。</p> <p>次に、14ページをご覧ください。</p> <p>「市民参加・まちづくり部会」でございます。12月15日に開催した第3回部会の内容でございます。</p> <p>「市民参加・まちづくり部会」では、「協働」という言葉について意見が分かれており、引き続き議論を重ねることとしておりましたが、この「協働」について、先週の第4回部会において検討を重ねた結果、「協働」の定義をきちんとすることで、条文中にも「協働」という言葉を使っていくという確認がされたところです。</p> <p>以上、各部会の前回の検討内容のうち主なものをご報告させていただきました。詳細につきましては、資料をご一読いただければと思います。</p> <p>それと、先日、部会長からの指示によりまして、「大分市民の誓い」という資料をお手許にお配りしております。これはどうでしょうか。</p> <p>これはもう皆さんに見ていただいたら良いと思います。参考ということで。</p> <p>先程も、「理念部会」の報告でありましたが、「大分市民の誓い」に書いているようなことも含まれて話が出ているようなので、良いのかなと感じてお</p>
-----	---

	<p>ります。</p> <p>それでは、はじめます。</p>
事務局	<p>はい。よろしくお願いします。</p>
部会長	<p>では、「地域活動団体」の話に入る前に、この「大分市民の誓い」を皆さん見ていただきたいと思うのですが、これは、昭和58年7月に制定されて、各自治公民館、校区公民館に掲示されていると思います。</p> <p>「大分市民の誓い」ということで、市民はこういう想いで大分のまちづくりをしていきたいということを出しておりますので、この部分を押さえるべきではないかなという思いがして、今日、参考資料として出してもらうようにしました。</p> <p>前文の中に、こういうことが謳われるべきではないかなという思いがしておりますので、参考までにとということ。</p> <p>では、「地域活動団体」と「事業者の責務」についてですが、今日の「報告2」の5ページを見てください。</p> <p>「自治基本条例」の中で、「地域活動団体」の定義を他都市は全部してきているのかな。</p>
事務局	<p>「地域活動団体」という言葉はまちまちですが...</p>
部会長	<p>「地域活動団体」ということを、細かく謳わないといけないのかな。</p> <p>「市民の権利」「市民の責務」ということで話をしてきて、「市民」の定義を「住んでいる人・働いている人・学んでいる人」ということで、考えてはどうかとまとめてきて、この中で「地域活動団体」いわゆる事業者やNPO法人、団体とか、そういうものまで規定する必要があるのかな。</p> <p>そこに踏み込んでいくと、市民の定義に入らないものまで「地域活動団体」ということで謳っていかねばならなくなるのではないかな。</p> <p>ぼかした形が良いのではないかなという感じがしますが。</p> <p>そこら辺りどうですかね。</p>
委員	<p>そもそも、この「自治基本条例」が出来上がったら行政はどのように利用するのか、我々市民はどのように利用していくのか。だんだん分からなくなってきた。</p>
委員	<p>一冊の本か何かになるのですか。大分市民になったら差し上げるとか。どうやって知らせていくのか。</p>
委員	<p>こういう形で作るのはですね、やはり住みやすい大分をつくるためのものでないといけないと思うんですね。手枷足枷になってそれぞれが住みにくいような、何をしても隣近所から文句が出るようなことではいけないと思うんですね。今後(条例制定後)は生活が良くなるということを前提に考えないと、手枷足枷になるようでは逆効果になると思う。</p>

<p>部会長</p>	<p>この「大分市民の誓い」というのは、非常に分かりやすく、良い文章、目標だなど。これを見ると、今、作ろうとしている「自治基本条例」というのが、あまりにも細かくなりすぎて、「行政の責務」「議会の責務」「市民の責務」という形で決めていくことが本当に良いのかな。</p> <p>この「責務」という部分で市民に対して強制力という部分に入っていけるのかなということを感じるので、いわゆる「大分市民の誓い」的なぼやっとした形で、「自治基本条例」というのはあまり細かく「地域活動団体」「事業者」まで規定しなくても良いのではないかな。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、例えばこんな物を作るのであれば、環境面で「市民はごみの捨て方はこういうごみの捨て方をしましょうよ」という、そういった簡単な市民がポンと飛びついてできるようなことを作って、これが「自治基本条例」だと。難しいことは書かなくて、一人ひとりが届をするときはこういうふうにしましょうとか。そういった簡単なものが良いのではないかな。</p>
<p>副部会長</p>	<p>全くそのとおりだと思いますね。だから結局、今、していることの再点検と、これから先の道しるべを出すためのものが「自治基本条例」になるのだと思っているんですよ。</p> <p>だから今、委員が言われたように、「このことについては、こういう行動をとってください。これはこういうことをしていきましょうよ。」というようなことが、簡単明白に分かるようになれば、恐らく市民の方も「そういうことか」となると思うので、私はその辺が一番大事なことはないかなと思います。</p> <p>一つの筋道とすれば、「地域は地域で頑張って色々なことをしましょうよ」というものが出来てくるという事が、ひとつは自治をとおした大分市民としての誇りと進むべき道を委ねるといふ基本があれば、後は文章を分かりやすい文章でしていくことだけで、それで良いのではないかなと思っています。</p> <p>あまり細かくなると、「これは何だ」「これはどういうことを言っているのか」となるので、これは全体会議の中でまたそういう話になるか分かりませんが、我々は「市民部会」だから、市民から見たときに私はそういう考えを持っています。</p>
<p>部会長</p>	<p>自治基本条例というのは、「大分市を将来的にこういうふうな目標に向かって市民もみんなで頑張らしましょう」ということでしょ。</p> <p>そのために、条例という形で文章化しようというものだろうけど、市民は「こういう想いで地域を良くするように目指して頑張らましょう」、「行政は行政、議会は議会で頑張らしましょう」ということだけであって、地域活動団体などは、市民の中に含めて良いのではないかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、ここに出している項目は、MAXでということで、他都市にある項目を載せていますので、それは、部会の中で「地域活動団体」は「市民の定義」に含まれているから、敢えて「地域活動団体」は言わなくて良いとなれば、</p>

	それはそういうことにもなろうかと思えます。
委員	文章に仕上げようと思うものだから、そればかりに一生懸命になって、例えば「協働」とかも謳ってもあまり意味がないと思うが。
部会長	「大分市民の誓い」の焼き直しで良いと思うが。すっきりしているから。
委員	例えば、坂ノ市で花づくりの運動をしようとするためには、やはり協働が必要である。奉仕も必要である。市役所にも協力を求めなければできない。そういったことを地域で起こしていく、それが「自治基本条例」だと思う。自分達の中にあるんです。文章があるのではなく、市民の心の中にあるのが「自治基本条例」だと私は思っている。
委員	<p>良く分かりますが、条例を作ろうという前提で議論していますので、そこを抜きにしては話が進まないと思えます。</p> <p>先程、副部会長も言っていましたが、個別具体的なものをこの条例に入れようと思ったらずでできないと思えます。だから、基本的には理念的なもので、大きく大上段に構えておいて、後は色々な施策や個別の条例で推進計画などを作って進めていきたいと思います。市民の方にある程度影響力を持っていくことになると思うんですね。</p> <p>そういう意味では、皆さんが分かりやすい言葉で簡単に条文を作っていくことが一番必要かなと思えます。</p> <p>市民という定義の中に全て入るからNPOなどの団体をどういう形で位置付けるのか、あと事業者である色々な会社の方をどんな形で位置付けるのかということについては、少し分け方を持ったほうが良いのかなという考え方で他都市は動いていると思うんですよ。だから、そういう方たちが「こういうふうにすれば良いのだな」ということが分かる程度に分けていくということで、線引きをしていけば良いのかなと思うのですが。</p> <p>全部くるめてしまうと、逆にそれが見えにくくなる場所が少しあるかなと思うので、どこで線を引くかというのは難しいですが。</p>
委員	<p>以前に、別府大学の先生を中心(大分市総合計画検討委員会「総務部会」)に「大分市総合計画」を作ったが、それをどういう使い方をしているか疑問がある。</p> <p>それは、みんなが議論して出来上がったものを、どうやって具体化して市の行政の中で利用されているのかという問題点。これ(自治基本条例)もそういう結末になりそうな気がする。</p>
副部会長	基本的に思うのは、我々からそういう気持ちを起こすというのは当然のことなんだけど、前も言ったが、行政が進める財政的なものなど色々なことを鑑みたときに、市民に何を求めたいのかと、市民と協働して何をしていたら大分市が変わるし、新しい大分市が生まれるかというものを、根底に話して行かないと、我々だけが「自治基本条例」ができたので、「市民の皆さま

	<p>んこうしてください」ということでは、本当に協働として歩調が取れるかという誤差が生じてくると思う。</p> <p>だから、できれば今、議論を進める中で「こういうことを市民に問いたいのだ」ということができたときに、我々も「そういうことか」という話ができ、お互いが出し合った知恵で進んでいくということが本当の「自治基本条例」の姿だと思っている。</p> <p>そういうことを、文章に入れて、これが本当の市民と行政が同じ方向を向いて進んでいくということが、ここでの話だと思うので、そこが明確にならないと、我々がここで難しい文章を出したところで、理解が難しいのではないかなと思う。</p> <p>委員 市長が、口を開けば「向こう三軒両隣」を進めていくというわけですよ。それを、この文章ではなくて、その活動を色々な形で大分市内の自治区はしているわけです。</p> <p>その活動が、ずっと何年か積み重なってきたときに初めて、その活動をまとめたならこういったもの（自治基本条例）ができるのではないかな。</p> <p>事務局 よろしいでしょうか。</p> <p>「向こう三軒両隣」「地域コミュニティ」「協働」というのは、行政の中でずっと出てきております。</p> <p>それを何で記しているかと言いますと、正直言いまして、体系化して記しているものはございません。敢えて申し上げるならば「大分市市民協働基本指針」の中に「協働のまちづくり」を謳っております。それをベースに、各自地区で色々な活動をしてもらったり、あるいは「地域まちづくり活性化事業」や「ご近所の底力再生事業」などしておりますが、そういうことで、この考え方を何かにきちんと方向性を記して、市民の方にお示しをして一緒にまちづくりをする必要があるのではなからうかなというのが、まさに「自治基本条例」だと思っております。</p> <p>「大分市市民協働基本指針」と申しましても、いわゆる「指針」です。あくまでも行政内部で作ったものに過ぎません。要するに市民がその方向性をしっかりと確認をして、その方向に向かって進んでいくということになれば、当然「条例」というものが必要になってくるでしょうということになるのですが、そうすれば、「指針」を「条例」にすれば良いということになるのですが、まさにそれも選択の一つだと思います。</p> <p>ただ、「協働」だけではなくて、それ以外の部分も自治体の憲法となるべきものが、記されるべきではなからうかなというのが、私は「自治基本条例」だと考えております。</p> <p>特に、部会長から言われました「大分市民の誓い」は、どちらかといいますと位置付けは「市民憲章」に少し近いのかなという気がしておりますが、ここに謳われている5項目は、実はそれぞれ5つの部会でご検討いただいている中にほとんど含まれていると思っております。これをもう少し具体化して条文化して、市民の皆さんと方向性を分かち合ってまちづくりを進めて行こうというのが「自治基本条例」であろうと思っております。</p>
--	---

	<p>言われたとおり、どの程度の条文にするかというのは非常に大きな課題だと思います。今はMAXでお示しさせていただいておりますが、例えば「コミュニティ」ということは、敢えて条文化する必要は無いのではなからうかということであれば、それはそれで一つの選択肢であって、当然それは市民の中に含まれているという解釈で必要ないということであればそれはそれで良いと思います。</p> <p>ただ、「大分市民の誓い」をもって自治体の最高規範であるということを考えるのは、少し市民の方から見たときには分かりにくいと思います。最高規範を持って、それぞれの条例があって、運用規則があって、計画があるというふうに考えていただければ、その部分を皆さんが議論をして、何が必要なのかなということを整理していただくということが、まさに今の作業ではないかと思っています。</p> <p>そういう意味で、条文という形で難しく考えられますと、なかなか取っ付きにくいのですが、思われていることを指示されれば私たちが条文にしてみるということもできますので、そういう視点を持ってご議論していただきたいなと思います。</p>
部会長	<p>まちづくりは「市民協働」とか「向こう三軒両隣」「地域コミュニティの醸成」ということでずっと来ているが、これは言葉として、行政が出す前から地域ではずっと昔からしてきていることなんですよね。色んな行事や地域での奉仕活動とか。</p> <p>それを行政の方針、市長の言葉として後追いのような形で、地域の活動を補完する意味でそれを具体的に言葉として出してきたのが今の言葉なので、そういう中で「自治基本条例」を作っていくとなると、今までも意見として出ているように、「自治会に入りたくない、行事等にも出たくない、要は縛られたくない、自由でありたい」という人たちが徐々に増えてきているので、「市民の責務」「行政の責務」ということで謳っても、そこに強制力を付加していくことはできないことである。いわゆる「こういうふうにしてください」「こういうふうにしましょう」という文章にしかできないですよね。</p> <p>だからあまり事細かくということにはならないのではないかという感じがしてならないのだけど。</p>
委員	<p>活動の中から色んなものが生まれてくると思うんです。</p> <p>というのは、今、部会長が言うように、特に中心部は自治会から離れていている。周辺部では自治会が主体として色んなことをしている。百年一日のごとく続けていかれている。そういう両極端なことを一緒にして「自治基本条例」を作っていかなければならないところに、難しいところがある。</p> <p>例えば、市がしている色んな地域の活動をもう少し待って、その活動をまとめ上げていって、どんな形を作るかとしたほうが私は良いと思う。</p> <p>ここで、委員の7人で討議をしてもなかなか噛み合わない。</p>
事務局	<p>確かに、委員が言われるように、どちらかと言いますと周辺部と中心部はコミュニティの差という、いわゆる自治会活動の差があります。市長はやは</p>

	<p>り「地域でしっかり根付いている自治会活動(コミュニティ)を中心部にも更に根付かせて、大分市のまちづくりをしていくことが大切だ」ということを常々言っております。</p> <p>当然のことながら地域ごとにコミュニティのあり方が違っていると思います。その多種多様なものをひと括りに全部まとめ上げていくというふうな考え方ではなくて、「コミュニティや自治会活動を積極的にしましょう」と、それも協働ですよと、その上で、市民みんなの力でまちづくりをしましょうと、そのことを一つルール化しませんかというのが「自治基本条例」だと思っております。</p> <p>ですから、委員が言われたことは、まさに「自治基本条例」を作ることで方向性がちゃんと定まっていくのではないかと私たちは考えております。</p> <p>今からの情勢は、行政が何もかもするという事は難しい状況になってきています。それぞれの市民の力と協力・協働でまちづくりを行っていく、そういうふうな姿勢を持つことが大切だと、その姿勢というのが大分市の最高規範となるであろう「自治基本条例」であると捉えております。それをできるだけ分かりやすい言葉で作っていきましょうという活動がこの検討だと思っておりますので、言われていることは全く一緒ではないかなと思っております。</p>
副部会長	<p>基本的に思っているのは、「あなたが住んでいる町は大丈夫ですか」ということなんです。これが基本なんです。</p> <p>だから、それが校区単位で照準を合わせるのか、各自治会・町内会で合わせていって、もし災害が起こったときに「あなた方の町はどういう形で動けるようにしていますか」「こんなときはどうなるんですか」ということが、みんなの胸の内できちんと確認できるようなものができれば、それが一つの条例であると思っている。</p> <p>分かりやすく、それでいて私たちがしなければいけないこと、それからお互い共通の認識を持ちながら市政をしていかなければならないという部分が出てくるので、私はその辺を網羅することが「自治基本条例」の主眼だと思っているんですよ。</p>
事務局	<p>今、副部会長さんが言われたのが、まさに「大分市民の誓い」の中で、「みんなで助けあい、心のかよう福祉のまちをつくります。」とあるように、究極的には「市民福祉の向上」「住民自治の向上」をめざして、私たちは行政として行っておりますが、まさにここの部分をもう少し分かりやすく作ってみませんかという活動が、「自治基本条例」の策定作業だと思っております。</p>
部会長	<p>今日の議題が「地域活動団体」と「事業者の責務」ということだから、あまり細かく規定する必要は無く、市民とひと括りで良いのではないかなと思う。</p>
委員	<p>あの、話が決まってしまうようですが、発言する機会がないので発言をさせてください。</p>

	<p>皆さんがおっしゃっていることは、いちいちごもつともだと思うんですが、折角このような「自治基本条例」を検討するチャンスを我々いただいたわけですから、今、現時点で本当に困っていることとかあるじゃないですか。例えば独り暮らしの老人が多くなっているとか、環境の問題とか子育ての問題とか、そういうものをもう少しクローズアップさせて、奥深く突っ込んで、我々がそれを条文に書くか書かないということは別問題として、現時点で困っているものを一つ一つあげて、それは今後どうしたら良くなるのだろうかということ、ここでは議論しなくてはいけないと思うんですよ。</p> <p>「向こう三軒両隣」というような、昔からの良い文化がありながら、こうなってしまったという現実があるんですよ。じゃあそれを昔のように取り戻せるかというとなかなか取り戻せないと思うんですね。独り暮らしの人がかなり多くなって、亡くなっても近所の人になかなか気付かないとか、色々な問題があると思うんですよ。そういう問題を一つずつきちんと考えて、我々は色々な立場から選ばれているというのはそこだと思うんですよ。</p> <p>同じ立場の人たちが集まって議論しても、様々な角度の見方ができない。だから、色々な立場の人が色々な意見を出さないといけないと思うんですね。これだけ時間と経費をいただいているわけですから、我々は。そこで奥深く突っ込んで二度とこういう社会にならないようなことを考えていって、基本条例化すると、非常に難しいと思うんですよ。難しいからこそこうやって人選されているんであって、こういう時間もいただいているわけですよ。だからそこをもう少し深く議論する必要があるのではないかなと思うんですよ。その中に事業者、企業やNPOなんかも入ってくる。これは今までにない日本や大分市内のあり方ということもあると思うんですよ。そういったことも十分考えた上で住民だけの立場ではなくて、企業人・団体人・NPO人としての立場での意見も出しておかないといけないのではないかなと思いますね。</p> <p>そして、今まで我々が経験したことがない、大きな不幸が訪れるかもしれない。そういったことも想定した上で、深く突っ込んで考えてこそその「自治基本条例」ではないかなと私はそう思っているんですよ。</p> <p>私は、私自身が経験したことを基本にして、こういった場で意見を出したいなと思っています。</p> <p>色々な問題がありますよね。そういった問題を出していきませんか。</p> <p>確かに、言われるように、私は昨日同じような経験をした。</p> <p>隣の家に60歳を超えた女性が独りで住んでいるが、骨折して動けずに3日間気付かれずに倒れていた。本当にいつも考えて(気にして)おかないといけないなと思いました。</p> <p>だから、「住んでいる人、働いている人」は個別にする必要は無いが、ひと括りにして網羅したら良いのではないかな。</p> <p>委員が言うことは分かります。議論することによって問題意識を整理して、あまり細かいことまで書くということにはならないでしょうけど、文章的には「最終的にこうしましょう」という話になれば良いわけですから。</p>
委員	
部会長	

<p>委員</p>	<p>そうですね。</p> <p>文章化するというのは、やはり縛るということになりますからね。文章化は後々で良いと思うんですね。色々な問題はここで浮き彫りにするということが一つは大切なのではないかなと私は思うんですね。</p>
<p>委員</p>	<p>条例のための条例ではなく、本当の意味で市民に対して生きる条例作りと言うかですね。今、委員が言われているように、本当に社会的課題というものがいっぱいあるわけですよ。その課題をだして、この間の別府の火事もありましたが、やっぱり地域コミュニティがしっかり形成されていたからこそ、人がそんなに亡くならなくて済んだんだということを言っていました。市長が言われているように「向こう三軒両隣」をもう一回取り戻さないと難しいかもしれないけど、それに少しでも近づくような条例作りで引っ張っていくことが大事なのではないかなと思います。</p> <p>それと今朝ですね、NHKで放送していましたが、独り暮らしの人が心臓（胸）のところに一枚の板を貼り付けておいたら、画面上でその人が倒れているかがわかるんです。これは利用の仕方ですごいものになるなと私は思ったんです。将来的には携帯電話などに転送できるようになると思うので、外にいて家族の状況が把握できるようになるなど、世の中どんどん進化していますので、そういったものを探って私たちが活かしていくような、前向きな生き方をしないといけないと思うんです。</p> <p>若者にもお年寄りにも受け入れられて和合して優しい町にするということをめざした条例にしていかないと、本当に生きる条例を作らないといけないと私は思います。</p>
<p>副部会長</p>	<p>先程、委員が言われたけども、要するに団体は団体の中で、仮の話ですれば、その地域に会社があれば、その会社は地域貢献をするべきだというような文言が入らないと、大雑把で何も見えないという内容になると、恐らくその会社は気付かないままいくのではないかなと、そういう時代ではなくなってきているけれども、押さえるところは押さえていくのが条例だと思っています。</p> <p>実際、今から先は、自治会でもトップの自治委員さんが、この町内はこういって良いのかなということを常に考えていただいて、そこに「健康推進員」とか色々な委員さんがいらっしゃいますので、有効に働いていただくということを、この条例の中で押さえていければ、委員さんになった方が、「私は委員になったんだから、もう少し頑張らなければいけない」という気持ちの変化を起こすようになる。そういう意味で、「自治基本条例」にも少し踏み込んだ形の記載ができると思う。</p>
<p>委員</p>	<p>「事業者の責務」というのがありますが、これは企業とかそういったものですかね。そういった企業においてはCSR（Corporate Social Responsibility）の略で、日本語では「企業の社会的責任」というものに取り組んでいます。これをどんどん採り入れていければ良いと思います。</p>

<p>委員</p>	<p>今、言われたように企業の中も非常に大きく変わりつつあるんですよ。具体的に言いますと、企業は社会的責任というのをみんなで果たして行こうじゃないかと。例えばボランティア休暇などがあったり、そういうことをすることで、社会貢献を具体的にしていこうじゃないかと。或いは環境保全のために植林に行くだとか、そういうような活動に積極的に参加してくださいとか、CSRがより具体化してきて企業もより具体的なことをするというような、それが今、優良企業なんだと。逆に言うと優良企業の必須条件はそういったものが入らなければならないんだと、ただ利益を出して業績が右肩上がりというようなことが優良企業ではないと。社会に貢献して行くというところに今と昔の違いがあるんですが。極端に言うと、言い方は悪いですが、昔は「向こう三軒両隣」といって地域は良かったんですね。ところが公害だなんだで、企業がやりっ放した形跡もあるわけですよ。だけど今は、企業はきちんと社会貢献できる体制にならないといけない。それが本当の意味での優良企業であるということが問われている。</p> <p>今の法律でいえば、新しくはJ-SOX法ですか、会計法も変わりましたし、色んなところが変わってきているんですね。</p> <p>私が申し上げたかったのは、良い大分市をつくるのに企業としての役割があるのではないかと。そこに勤めている人たちがみんな住民だから良いではないかという考え方以外にですね。ある地区に会社があるとしますと、その会社には方々から従業員が来るわけですが、その地区にある会社には、その地域においての企業としての役割があると思うんですね。そういったものを積極的に取り込んでいくことによって、だんだん住み良い地域になってくると思うんですね。</p> <p>例えば、高齢者の独り暮らしの家には、企業が何らかの役割を見つけてするというのを、企業に受け持ってもらおうということが、今後は大切ではないかと思うんですね。</p> <p>企業にしてもらおうことを見つけて、してもらえばどんどん住みやすい環境になってくると思うんです。</p>
<p>委員</p>	<p>今、企業は積極的ですよな。</p> <p>先日お話を聞きましたが、これは熊本の例なんですけど、諸外国に木を植えに行っていたんですが、じゃあ足元（地元）はどうなんだとなったときに、国有林が荒れているということで、何万本という木を社員全員で植えたとか、その一角にみんなが集える場所を造ったりという話を社長がしていましたけど、こんな企業もあるんだなと思いました。</p> <p>企業はこういう感じで積極的に社会参加しているんです。</p> <p>こういう取り組みをどんどん引き出してあげれば、活かされるんじゃないかなと思います。</p>
<p>副部会長</p>	<p>その辺を謳っていった良い時代になってきたわけですよ。今からこういうことは必要ですよというような文になると、「企業が地域と一緒に頑張ってみ拾いをしましょう」とか、地域から企業の代表者に話に入ってもらって、</p>

<p>委員</p>	<p>「次にこんなことをするから一緒にしてもらえませんか」というようなことが起きてくる。</p> <p>このようなことは、大きい企業は分かっているので、地域にある中小の企業も、条例に謳われることで、「こんなことが我々もできるんだ」と、「するべきなんだ」ということが見えてくる。</p> <p>大雑把な記載だと、大企業は分かるかもしれないけど、そういった企業には伝わらない可能性がある。</p> <p>優良企業とか大企業でなくても、小規模経営のところでも、皆さんすごく勉強しているんですよ。</p> <p>家庭のあり方とか、人間としてどういう指針を持って生きるのかとか、企業はどういう指針を持ったら良いのかとか、皆さん本当にまじめに勉強しています。</p>
<p>副部会長</p>	<p>そういう意味で言ったわけではないのですが、そういう形の中で地域と一緒に求めていくのであれば、一文が入っても良いのかなと。検討部会の課題の中で、「地域活動団体」をどう捉えていくのかということになると、出番を作ってあげようというご意見があるのであれば、我々もここに一文を入れて一緒にやっという話をしているのであって、今は本当に地域貢献をして行こうと考えている人がいると思うんですよ。だから、折角こういう条例を作るのであれば、そういうことも盛り込んでいけばもう一つジャンプアップすると思うので、そうでなくて何も書いてないと、気持ちはあるけど「どうしたものかな」となるので、「自治基本条例」に記載があれば、「我々はこういうこともできるんだな」となってくる。</p>
<p>部会長</p>	<p>「報告2」の5ページに「地域活動があるときに、地域内の会社等も一緒にしようという話ができる体制作りを条例に入れていくのが良い」とありますので、要は助け合いのまちづくり、地域コミュニティの醸成等によって、地域の市民、活動している人、団体、それから行政が三位一体にまちづくりに協力していくと、大分市のまちづくりや「向こう三軒両隣」等々に対しても、「地域活動団体」は「事業者の責務」としてそれを謳うという形でどうですかね。まとめた形で。</p> <p>個別課題というのは「環境」「福祉」の問題など色々ありますが、「地域活動団体」の文言として、前もらった資料で札幌市が「事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする」という文言がありますので、これに、「事業者の責務」ということだけではなくて、「地域活動団体」も含めて、「地域活動団体、事業者の責務」ということで、この札幌市のような捉え方をしていくように規定すれば、三位一体的な地域づくり、まちづくりということで、成立するのかなというふうに感じます。</p> <p>そういう考えでよろしいですか。</p> <p>個別に事細かくというと、あれもこれもとなるでしょうけど、包括的に括ればこういうことかなと。</p>

	<p>後はどうしますか。</p>
事務局	<p>今までの、今日を含めて4回検討をされた中で、「市民の権利」から「責務」「地域活動団体と事業者の責務」ということで、概ね議論は1回は終えたということになると思いますので...</p> <p>今度、「部会代表者会議」が2月5日にございますので、この「市民部会」として、「部会代表者会議」にかける内容がございましたら...</p>
部会長	<p>そうですね、この「報告2」の4ページ5ページが「市民部会」で検討してきた内容ですので、「市民の権利」の考え方「市民の責務」の考え方、それから今日決まった「地域活動団体と事業者の責務」ということで、札幌市の条例を基にした部分の考え方を今度の5日の会議に提起していくということによろしいでしょうか。</p> <p>その他、これは言うて欲しいということがございましたら...</p>
委員	<p>さっき委員が言われていたように、「中心部と周辺部が全然違うじゃないか」ということをおっしゃいましたが、これも一緒に伝えたらどうですか。</p> <p>地域の特性を活かしたということ...ここらを入れたらもっと柔軟になるので。</p> <p>条例が使われなかったら意味がないので...</p>
事務局	<p>出来上がったものがどういう形で使われていくかということは、例えばですが、「自治基本条例」ができたとします、それに関連する各種個別の条例があって、またそれに関する規則があって、これを実施するための計画があります。こういうものに全て「自治基本条例」の姿勢・方向性がきちんと整理されていくことになりますので、いわゆる行政サイドから見たときには、この方向性に向かって再度整理をし直さなければいけないということが当然出てきます。そして、少しこの辺が薄いかこの辺が違うということになれば、徐々に軌道修正していったってですね、全てが体系的に動くようにしなければいけないという、行政としては厳しい部分もございます。</p> <p>ですから、謳いこめば謳いこむほど大変になるというふうに考えられます。</p>
部会長	<p>行政の執行においての手枷足枷に多分なるんでしょうけどね。</p> <p>大体以上ですが、次は、5日と12日の行事が終わった後に日程調整をするということ...</p>
事務局	<p>そうですね。もし今12日以降で日程が分かれば、決めていただいておりますが、今日は全員お揃いですので助かりますが。</p>
委員	<p>次からは条文を作る作業に入っていくということによろしいんですかね。</p>
部会長	<p>会議の報告をしないといけないからね。</p>

事務局	<p>12日に全体会がありますので、そこで皆さんには部会代表者会議の内容を報告いたしますから...</p> <p>次回からは、その内容を受けて次のステップに移れると思いますが。</p>
委員	<p>いつまで仕上げれば良いのか。</p>
部会長	<p>来年の3月じゃないのか。</p>
事務局	<p>最終(制定)はそこを目指していますが、素案は一応予定では今年度中ということになっておりましたが、この進ちよくであると4月5月にずれ込むのかなという気がしていますが。素案ができるのがですね。</p>
副部会長	<p>取り敢えずできて、少し弱いところとか色々出てきたときに、それをどう考えるかとかね。</p>
部会長	<p>今回は12日の日にまた決めましょう。</p>
事務局	<p>分かりました。12日の会議終了後に皆さん集まっていたいて、日程調整をするということによろしいですか。</p>
事務局	<p>ただ今、非常に良い意見をいただきまして、特に「地域活動団体」「事業者の責務」というのは、ほぼ条文ができたようなものかなと受け止めております。問題は「市民の権利」「市民の責務」について、どの程度の謳いこみをするのかということになるかと思えます。そういう視点で各委員さんが今後ご検討をいただければと思います。</p>
部会長	<p>では本日はこれでよろしいでしょうか。お疲れ様でした。</p>